

(設備法令適用ガイド、RIM plus の活用例)

消防法上の危険物に対する消火設備の設置基準に関する規制を知るには？

Web 上で調べるにしても各種の資料がヒットし、なかなか体系的に整理されておらずスムーズに理解することができないのが現実である。実際、危政令の第 20 条(消火設備の基準)で規制されていることが分かっても、規制文面だけから規制内容を具体的に知り得ることは困難である。

設備法令適用ガイド(危政令)を使ってみると！

目次 3.1.2「製造所」に関する規制・基準等 5 消火設備 5-1 消火設備の設置基準をクリックすると

		大項目	中項目							
		3.1.2「製造所」に関する規制・基準等(2/2)								
		5 消火設備	5-1 消火設備の設置基準							
			5-2 施設の規模等による消火設備の基準							
			5-3 各消火設備の設置基準							
			5-4 所要単位・能力単位							
			5-5 電気設備の消火設備							
			5-6 警報設備							
			5-7 避難設備							
			5-8 消火設備・警報設備の規格							
		3.1.2「製造所」に								
項目・設備	規制・基準									
5. 消火設備	製造所に設置する消火設備は、解説書No.(製造所5 また、当該施設の種類及び危険物の品名・取扱数量 すべき種類が定められている。									
5-1 消火設備の設置 基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設備する消火設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>著しく消火困難な製造所 (危規則第33条)</td> <td>第1種、第2種、第3種のいずれか+第4種+第5種</td> </tr> <tr> <td>消火困難な製造所 (危規則第34条)</td> <td>第4種+第5種</td> </tr> <tr> <td>その他の製造所 (危規則第35条)</td> <td>第5種</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、消火設備は、当該製造所において取り扱う危険物等の性質に適應するものであることが必要である。</p>	区分	設備する消火設備	著しく消火困難な製造所 (危規則第33条)	第1種、第2種、第3種のいずれか+第4種+第5種	消火困難な製造所 (危規則第34条)	第4種+第5種	その他の製造所 (危規則第35条)	第5種	<p>別表第5(危政令第20条)</p> <p>危規則第33条 危規則第34条 危規則第35条 平成元年消防危第24号 昭和58年消防危第89号 平成24消防危第90号</p> <p>※ 該当法令条項等</p> <p>製造所5-3① 製造所の防消火 設備計画の流れ</p> <p>製造所5-3② 危険物製造所の 消火設備の基準</p>
区分	設備する消火設備									
著しく消火困難な製造所 (危規則第33条)	第1種、第2種、第3種のいずれか+第4種+第5種									
消火困難な製造所 (危規則第34条)	第4種+第5種									
その他の製造所 (危規則第35条)	第5種									

具体的な規制、基準が示される(法令で規定されていることを具体的に整理して記述している)と同時に、該当法令条項等の欄で**どの法令**※で規定されているかを知ることができ、規制する法の体系を知ることができる。⇒**体系を確認するには RIM plus を開けば、法令を確認することができる。**

RIM plus を使ってみると！

危政令第 20 条(消火設備の基準)をクリックすると、

(消火設備の基準)
第二十条 消火設備の技術上の基準は、次のとおりとする。(→ 通達)
一 製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所及び一般取扱所のうち、その規模、貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名及び最大数量等により、火災が発生したとき著しく消火が困難と認められるもので 総務省令で定めるもの 並びに移送取扱所は、 総務省令で定めるところ により、 別表第五 に掲げる対象物について同表においてその消火に適應するものとされる消火設備のうち、第一種、第二種又は第三種の消火設備並びに第四種及び第五種の消火設備を設置すること。

RIM plus では法令を単に記述しているだけでなく、リンク機能を駆使して具体的な規制内容をこの画面から知り得ることができるよう配慮されているので、

<p>総務省令で定めるもの⇒危規則第 33 条にヒット</p> <p>総務省令で定めところ⇒危規則第 33 条第 2 項にヒット</p> <p>別表第5⇒危政令別表第 5 にヒット</p>	}	<p>具体的規制内容が確認できる</p>
--	---	----------------------